

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (南西部振興) 一
- 嵐山南部土地改良区の役員就退任届 (東松山農林) 一
- 営業所の所在地が確知できない建設業者の公告 (建設管理課) 一
- 宅地建物取引業法に基づく聴聞 (開発指導課) 二
- 放置違反金関係事務委託に関する入札公告 (会計課) 二

- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター) 四
- (熊谷建築安全センター) 四
- 開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター) 四
- 開発行為に関する工事の完了公告 ( ) 四

- 埼玉県告示第六百五十六号中訂正 (文書課) 四

## 告示

### 埼玉県告示第六百八十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (http://www.saiamaken-npo.net/) )により縦覧に供する。

平成二十一年五月七日

埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日

平成二十一年四月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
 特定非営利活動法人新座市ホテル飛翔会

三 代表者の氏名  
 細野 眞

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市野火止三丁目十二番三十九号

五 定款に記載された目的

この法人は、新座市及び、近隣市町村に在住の人々に対してホテルの普及活動をとおして、地域の町づくり、環境の保全、子供達の健全な育成を図る事業を行う。

### 埼玉県告示第六百八十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、嵐山南部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十一年五月七日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所  
 理事 長島 登 比企郡嵐山町大字鎌形一二六〇番地

二 退任

職名 氏名 住所  
 理事 長島 茂 比企郡嵐山町大字鎌形一二六〇番地

### 埼玉県告示第六百九十号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の二第一項の規定により公告する。

平成二十一年五月七日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
株式会社アート美建	岩井利久	上尾市柏座一丁目十番三六十九号
そうたく建設株式会社	相澤一幸	川口市北園町二番十一号
株式会社丸力建設	鏡世津美	八潮市中央三丁目四番地一
有限会社柴田建装	柴田章利	川口市幸町二丁目十一番十二号
実栄工業株式会社	野尻祥子	所沢市北原町千三百八十五番地の八

埼玉県告示第六百九十一号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条の規定による処分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十一年五月七日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は氏名	被聴聞者の住所又は主たる事務所の所在地
平成二十一年五月十九日 午後一時三十分	株式会社グローバルホーム 代表取締役 梅田賢司	さいたま市見沼区東大宮四丁目四番一
平成二十一年五月十九日 午後二時三十分	有限会社坂東ホーム 取締役 坂本英久	越谷市越ヶ谷一丁目十二番二十六号 木田ビル1F

二 聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
衛生会館 二〇二会議室

埼玉県告示第六百九十二号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年五月七日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
放置違反金関係事務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
平成21年7月1日(水)から平成22年6月30日(水)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。
- (4) 納入場所  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所
- (5) 入札方法  
本件入札は、埼玉県電子入札共同システムにより行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力又は記載すること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされ、かつ、物品等の種類に「データ

エントリー」を含む者であること。

- (3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
  - (4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
  - (5) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部 総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048-832-0110 内線2243
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。
  - (3) 入札書受付期間
    - ア 埼玉県電子入札共同システムを使用する場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年6月2日（火）午前10時50分まで
    - イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年6月1日（月）午後5時まで（必着）
- 代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。また、郵送により提出する場合は、書留郵便によること（委任状の提出は不要）。
- (4) 開札の場所及び日時  
埼玉県庁第二庁舎6階会計課執務室 平成21年6月2日（火）午前11時
  - 4 その他
    - (1) 入札保証金及び契約保証金
      - ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合

は、免除する。

- イ 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成21年5月27日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ア 埼玉県電子入札共同システムを使用する場合  
同システムから確認申請する。
- イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合  
3(1)の提出場所に郵送又は持参すること。
- (3) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。
  - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
  - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
  - ウ 財務規則第97条に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 競争入札参加資格の付与  
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成21年5月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（電話048-830-5775（直通） 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）へ提出すること。
- (7) 支払条件  
発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者

に支払うものとする。  
(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県川越建築安全センター所長告示第  
八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
号)第三十六条第三項の規定により、次  
の開発行為に関する工事が完了したの  
で、公告する。

平成二十一年五月七日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年四月十三日

指令川建セ第二〇〇一五八〇号

二 検査済証番号

平成二十一年四月二十八日

第二一〇〇〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字高谷字谷津八六八

一、八六八―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字高谷八六八―一

酒井 恒雄

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第  
百二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
号)第三十六条第三項の規定により、次  
の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十一年五月七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年四月二十八日

指令熊建セ第二〇〇〇四三二号

二 検査済証番号

平成二十一年四月二十八日

第六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字上崎字長宮二三

七四―一、二、三、七、四―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲五一

九一―ブルーム二〇三

青木 敦志

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第  
千九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
号)第三十六条第三項の規定により、開  
発行為に関する工事のうち次の公共施設  
に関する工事が完了したので、公告す  
る。

平成二十一年五月七日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年三月三十日

指令杉整第二〇〇一八八〇号

二 検査済証番号

平成二十一年四月二十七日

第二六一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町東六丁目二〇四―十

七外三十筆

四 公共施設の種類、位置及び区域

道路

北葛飾郡栗橋町東六丁目二〇四―四

十九の一部、―五十の一部、―五十一

の一部、―五十二の一部

五 開発許可を受けた者の住所及び氏名

深谷市西田八六

株式会社 岡部コントリビューショ

ンパーク

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第

千十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
号)第三十六条第三項の規定により、次  
の開発行為に関する工事が完了したの  
で、公告する。

平成二十一年五月七日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十年十二月十一日

指令杉整第二〇〇一三三〇号

二 検査済証番号

平成二十一年四月三十日

第二九一―号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字外野字裏四八

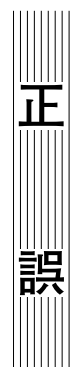
五、四八六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷺宮町桜田四丁目一番一〇

―一〇四

野村 順作



ページ 段 行

二 四 一

誤 大橋 正勝

正 大橋 正勝

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 （代表） 四八―八二四―二二二一
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 （代表） 四八―八二四―二二二一
埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二（代表）